

鳥取県診療・検査医療機関休業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県診療・検査医療機関休業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、発熱患者等の診療による新型コロナウイルス感染症の院内感染の発生及びこれに伴う休業リスクを不安視する診療・検査医療機関（発熱患者への診療及び検査を行う医療機関として県が指定したものをいう。以下同じ。）に対する支援制度を整備することにより、新型コロナウイルス感染症にかかる診療体制の拡充及び安定確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、発熱患者等の診療により新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、余儀なく休業した診療・検査医療機関に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、13,447円に休業開始日の属する月の前月における1日当たり平均患者数（小数点以下の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。）及び休業日数を乗じて得た額（ただし、寄付金その他の収入額がある場合、これを控除した額とする。）又は3,000千円のいずれか低い方の額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定及び交付額確定の通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による実績報告は、第4条の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年度鳥取県診療・検査医療機関休業支援補助金 事業計画（実績報告）書

1 申請者の概要

医療機関名			
代表者氏名			
住所			
職員数			
担当者連絡先	(所属)	(氏名)	
	(電話)	(メールアドレス)	

2 院内感染状況

院内感染確認日	
感染者数	
休業期間	
休業理由	休業期間設定根拠を含め、具体的に記入すること
診療再開日	

3 他の補助金の活用

有 ・ 無 ※有の場合、下欄に記入すること。

他の補助金の名称	
補助事業の内容	
他の補助金の所管部署（団体）	
所管部署（団体）連絡先	

4 収支予算（決算）

(1) 収入 (単位：円)

区分	予算（決算）額	資金調達先
本補助金		
その他		
合計		

(2) 支出 (単位：円)

区分	予算（決算）額	負担区分	
		補助金	補助金以外
合計			

5 添付書類

- (1) 休業開始日の属する月の前月の患者数を証する書類
- (2) 休業の事実及び休業期間を証する書類（ホームページ掲載、施設掲示等の写真等）

様

鳥取県知事 印

鳥取県診療・検査医療機関休業支援補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鳥取県診療・検査医療機関休業支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

2 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記1の(2)の交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県診療・検査医療機関休業支援補助金交付要綱の規定に従わなければならない。